
特定非営利活動促進法 のあらまし

令和 7 年 6 月

内閣府

目 次

令和 2 年「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」の概要	2
法律改正の背景・目的	2
特定非営利活動促進法の改正の概要	2
特定非営利活動促進法の概要	4
法律の目的	4
法人格取得のメリット	4
NPO 法人となるための基準	4
特定非営利活動	5
その他の事業	5
法人の設立について	6
NPO 法人設立の手続	6
NPO 法人の管理・運営	7
法人格取得後の義務	9
認定特定非営利活動法人制度について	10
認定 NPO 法人とは	10
特例認定 NPO 法人とは	10
認定の基準	10
欠格事由	11
認定等の有効期間等	11
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準	11
相対値基準	12
絶対値基準	13
条例個別指定	14
認定等を受けるための申請手続等について	15
認定を受けようとする場合	15
特例認定を受けようとする場合	16
認定の有効期間の更新を受けようとする場合	16
認定 NPO 法人等の役員報酬規程等の提出義務	16
認定 NPO 法人等の情報公開	17
税の優遇措置について	18
寄附者に対する税制上の措置	18
認定 NPO 法人のみなし寄附金制度	19

令和2年「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」の概要

法律改正の背景・目的

阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）後、ボランティア活動を支援する新たな制度として、平成10年に特定非営利活動促進法が制定されました。東日本大震災（平成23年3月11日）や平成28年熊本地震（平成28年4月14日）後の復興支援においても、多数の特定非営利活動法人（以下、本パンフレットでは「NPO法人」といいます。）が活躍しています。

平成23年に行われた法律改正（「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（平成23年法律第70号）。以下、本パンフレットでは「平成23年改正法」といいます。）では、所轄庁の変更、認定事務の移行、申請手続の簡素化・柔軟化、会計の明確化、認定基準の緩和及び認定の効果の拡充等の措置が講じられました。

また、平成28年に行われた法律改正（「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（平成28年法律第70号）。以下、本パンフレットでは「平成28年改正法」といいます。）では、縦覧期間の短縮、貸借対照表の公告等、認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への一本化、事業報告書等、役員報酬規程等の備置期間の延長、内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大、「仮認定特定非営利活動法人」から「特例認定特定非営利活動法人」への名称変更等の措置が講じられました。

今回の法律改正（「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（令和2年法律第72号））では、NPO法人の設立及び運営の手続を、より迅速かつ簡素なものにして、NPO法人の事務負担を軽減する観点から、必要な手続等について見直しが行われました。

特定非営利活動促進法の改正の概要

(1) 縦覧期間の短縮（設立の迅速化）

所轄庁が行うNPO法人の設立に係る認証申請の必要書類の縦覧期間が2週間（改正前は1か月間）に短縮されました。定款の変更及び合併に係る認証申請の縦覧期間についても同様に短縮されます。また、所轄庁は、認証・不認証の決定までの間、遅滞なく縦覧事項等をインターネットの利用等により公表することとなります。

(2) 住所等の公表等の対象からの除外（個人情報保護の強化）

- 設立認証の申請があった場合に 所轄庁が公表・縦覧させる「役員名簿」
 - 請求があった場合に NPO法人（認定・特例認定）が閲覧させる「役員名簿」・「社員名簿」
 - 請求があった場合に 所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」・「社員名簿」
- これらの書類について、個人の住所・居所についての記載の部分を除くこととなります。

(3) 認定NPO法人等の提出書類の削減

これまで認定NPO法人等が毎事業年度提出していた「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出が不要となります（※ 引き続き、「書類の作成」・「事務所への備置き」・「事務所における閲覧」は必要です。）。

また、「役員報酬規程」・「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要となりました。

なお、役員等に対する報酬等の状況を記載した書類については、内閣府令を改正し、毎事業

年度の提出を義務づけることとなりました。

(4) その他

特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務のデジタル化に関する規定を設けました。

(5) 施行期日

この法律は、令和３年６月９日から施行となります。

ただし、(1)の縦覧期間の短縮等の規定は、令和３年６月９日以後に認証の申請があった場合について適用されます。

また、(3)の認定ＮＰＯ法人等の提出書類の削減の規定は、令和３年６月９日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用されます。

特定非営利活動促進法の概要

法律の目的

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動（特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいいます。以下同じ。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するNPO法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

法人格取得のメリット

法人格の取得により、団体名義での契約締結や、土地の登記など、団体がいわゆる「権利能力の主体」となり、団体自身の名義において権利義務の関係を処理することができます。

NPO法人となるための基準

この法律に基づいて、NPO法人になれる団体は、次に掲げる基準に適合することが必要です。

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- イ 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員を有するものであること

「営利を目的としない」とは、団体の構成員に対し収益を分配したり財産を還元したりすることを目的としないことをいいます。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、特定非営利活動に充てなければなりません。

特定非営利活動

この法律における「特定非営利活動」とは、以下の要件を満たすものをいいます。

- 1 特定非営利活動促進法別表^(注)に該当する活動であること
- 2 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること

(注) 特定非営利活動促進法別表

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

その他の事業

NPO法人は、特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるために、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その他の事業を行うことができます。

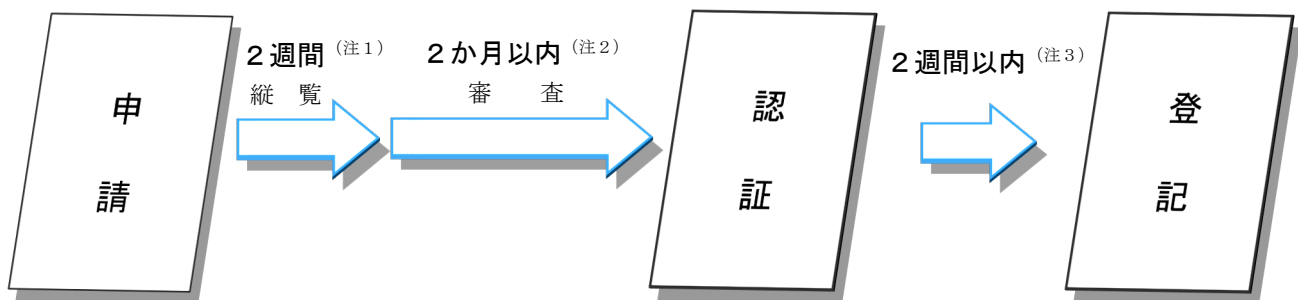
※P7「3 その他の事業」を参照。

法人の設立について

NPO法人設立の手続

NPO法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供することとなります。

所轄庁は、縦覧期間の2週間経過後、2か月以内（所轄庁の条例で縦覧期間を経過した日から2か月より短い期間を定めている場合には、その期間）に認証又は不認証の決定を行います。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。



- (注1) 所轄庁は、申請があった旨、申請があった年月日、特定添付書類に記載された事項（後述）を認証又は不認証の決定まで、インターネットの利用（公報への掲載でも可）により公表する必要があります。
- (注2) 法律が求める基準に適合しない場合等には、不認証の決定が行われ、その理由を付した書面をもって通知されます。
- (注3) 設立の認証を受けた者が、設立の認証があった日から6か月を経過しても登記をしない時は、所轄庁は設立認証を取り消すことができます。

申請書に添付する書類は①～⑩となります。なお、①、②、⑦、⑨及び⑩は、公衆の縦覧に供する書類に該当します（特定添付書類）。

- ① 定款
- ② 役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
※縦覧、公表にあたっては、役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの
- ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 役員の住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑥ P3「NPO法人となるための基準」のオ・カ・キに該当することを確認したことを示す書面
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

NPO法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在する都道府県の知事（その事務所が1の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長）となります。

NPO法人の管理・運営

NPO法人は、特定非営利活動促進法の定めにしたがって適切な管理・運営を行わなければなりません。NPO法人の管理・運営を行うに当たっては、特に次の点には留意してください。

1 役員

NPO法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表^(注)し、その業務は理事の過半数をもって決定されます。役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります。なお、役員には暴力団の構成員等はなれないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています。

(注) 定款をもって、その代表権を制限することができます。

2 総会

NPO法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません。

3 その他の事業

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下、「その他の事業」といいます。）を行うことができます。その他の事業で利益が生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません。

4 事業報告書等

毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。NPO法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、特定非営利活動促進法第27条に定められた会計の原則に従い会計処理を行わなければなりません。

また、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる①～④の方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければなりません。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告
- ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

5 定款変更

下記①～⑩に関する事項に係る定款変更を行う場合には、総会の議決を経た上で、所轄庁の認証が必要です。

下記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。なお、この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

6 合併、解散

NPO法人は、総会での議決、所轄庁の認証等の一定の手続を経て、別のNPO法人との合併又は解散を行うことができます。NPO法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡することができます。また、定款で定めた者に帰属しない場合及び国又は地方公共団体に譲渡しない場合は、残余財産は国庫に帰属することとなります。

定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、次の①～⑥に掲げる者のうちから選定されなければなりません。

- ① 他の特定非営利活動法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人、公益財団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

7 監督等

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO法人に対して、報告を求めたり、検査を実施したり、また、場合によっては改善措置を求めたり、更には設立認証を取り消すことができます。また、特定非営利活動促進法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

法人格取得後の義務

法人格取得後は、特定非営利活動促進法及びその他の法令並びに定款の定めにしたがって活動しなければなりません。特に次の点には留意してください。

1 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、閲覧又は謄写させる必要があります。

閲覧される書類は①～⑨となります。

- ① 役員名簿
- ② 定款
- ③ 認証・登記に関する書類の写し
- ④ 事業報告書
- ⑤ 財産目録
- ⑥ 貸借対照表
- ⑦ 活動計算書
- ⑧ 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑨ 社員のうち10人以上の者の名簿

また、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、定款で定める方法によりこれを公告しなければなりません。※P7「4 事業報告書等」を参照。

2 納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、都道府県税事務所等にご相談ください。

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」から生じる所得に対して課税されることとなり、それ以外の事業から生じた収益については課税されません。

地方税（法人住民税（法人税割）及び事業税）も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

法人税法上の収益事業は、販売業、製造業その他下記の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上の収益事業に該当すれば、収益事業として取り扱われることとなります。

認定特定非営利活動法人制度について

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。

特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは除きます。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます。

本制度は平成23年改正法で導入され、「仮認定NPO法人」という名称を用いていましたが、平成28年改正法により、「特例認定NPO法人」という名称に改められました。

認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除きます）
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
※P13「**ハの金額**の（注）」参照
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます。）、次項に掲げる欠格事由に該当するNPO法人は、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を受けることはできません。

欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません。

- ① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ 特定非営利活動促進法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ 暴力団又はその構成員等
- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
 - ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
 - ④ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている又は滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
 - ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
 - ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）。

パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準

パブリック・サポート・テスト（PST）とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるものです。

パブリック・サポート・テスト基準の判定に当たっては、次のいずれかの基準を選択できます。

- ・ 相対値基準
- ・ 絶対値基準
- ・ 条例個別指定

相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であることを求める基準です。

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄 附 金 等 収 入 金 額}}{\text{経 常 収 入 金 額}} \geq \frac{1}{5}$$

経 常 収 入 金 額 $\Rightarrow$ 総収入金額 $-$ **イの金額**

寄 附 金 等 収 入 金 額 $\Rightarrow$ 受入寄附金総額 $-$ **ロの金額** $+$ **ハの金額**

イの金額

次に掲げる金額の合計額

- ① 国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの
（注）国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準の計算上の分母・分子に算入することが可能です。ただし、分子に算入する国の補助金等の額は、受入寄附金総額から**ロの金額**を控除した金額が限度となります（分母には国の補助金等の額の全額を算入します。）。
- ② 国等からの委託事業費
- ③ 法令に基づく事業の対価のうち、国又は地方公共団体の負担分（例：介護報酬の国・地方公共団体の負担分）
- ④ 資産売却による臨時収入
- ⑤ 遺贈等による寄附金のうち一者当たりの基準限度超過額
- ⑥ 1,000 円未満の寄附金
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

※小規模法人の特例について

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者（役員または社員を除きます。）の数が50人以上である法人です。

小規模法人においても、国の補助金等を受けている場合、選択により当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（上記①（注）参照）。

ロの金額

次に掲げる金額の合計額

- ① 一者当たり基準限度超過額
- ② 1,000 円未満の寄附金
- ③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金
- ④ 休眠預金等交付金関係助成金

(注) 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、他の認定NPO法人等からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した額の100分の50を超える部分の金額となります。

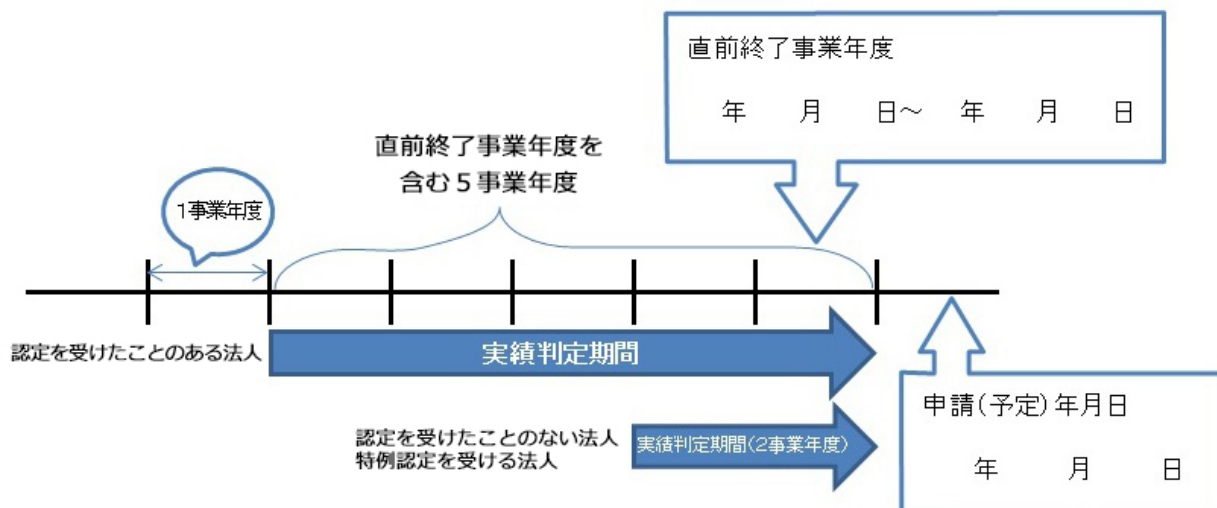
ハの金額

社員から受け入れた会費の合計額から、共益的活動に係る部分の金額を控除した金額

(注) 「共益的活動」とは、会員等に対するサービスの提供や会員相互の親睦会などその対象や便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動等をいいます。

実績判定期間について

実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。



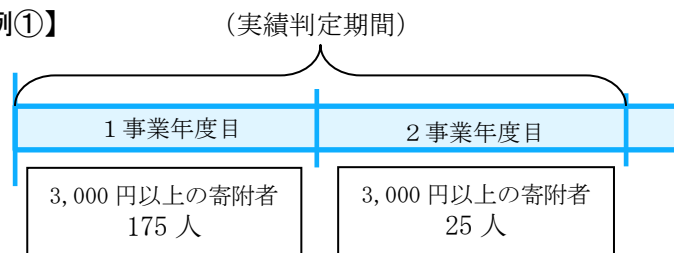
絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計額が、年平均100人以上であることを求める基準です。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{人}$$

- (注) 1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
 2 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて1人として数えます。
 3 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

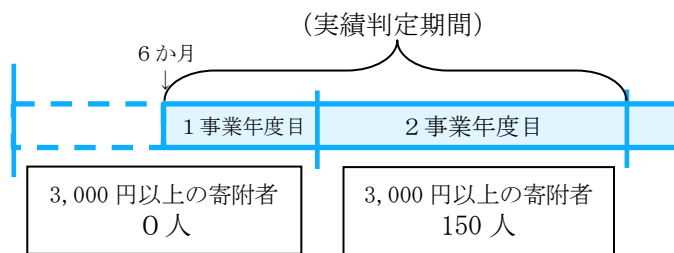
【例①】



実績判定期間において、1 年目に 175 人、2 年目に 25 人から 3,000 円以上の寄附があった場合

$$\Rightarrow (175 \text{ 人} + 25 \text{ 人}) \div 2 = 100 \text{ 人}$$

【例②】



設立後、間もない法人が、1 年目は 1 名も寄附者がいなかったが、2 年目において 150 人から 3,000 円以上の寄附があった場合

$$\Rightarrow (0 \text{ 人} + 150 \text{ 人}) \times 12 \div 18 = 100 \text{ 人}$$

➡ ※ 年平均で 100 人以上なので、例①・②両方の場合において絶対値基準を満たすこととなります。

条例個別指定

認定 NPO 法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する NPO 法人に限ります。）を求める基準です。ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

《 参 考 》

NPO 法人の認定基準（パブリック・サポート・テスト（PST））における寄附金について

『支出する側に任意性があること』『直接の反対給付がないこと』の 2 つの要件を満たすものを「寄附金」といい、名称が賛助金や助成金といったものであってもこの要件を満たせば寄附金になることがあります。

『支出する側に任意性があること』

⇒ 寄附金（物品）を出す寄附者自身が、出すか出さないかを自由に決定でき、かつその金額を自由に決めることができること。

『直接の反対給付がないこと』

⇒ 寄附者が、支出した寄附金の代わりに、対価性がある物品やサービスなどを受け取らないこと。お礼状や活動報告、無料の会報など、また、法人が運営する施設等の作業の一環で作成した手芸品、法人の団体名などを記した簡素な文具など法人の活動を周知するためのものは、反対給付に当たりません。

認定等を受けるための申請手続等について

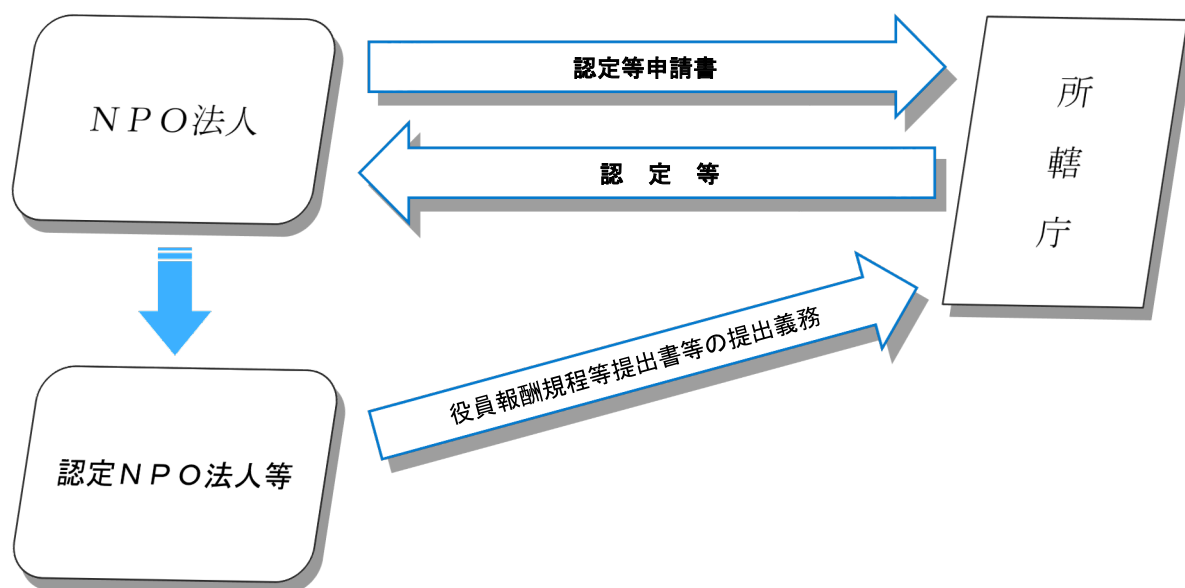
認定を受けようとする場合

イ 認定NPO法人として認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります。

- ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）
- ② 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります。

ハ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります。



特例認定を受けようとする場合

イ 特例認定NPO法人として特例認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁の条例で定めるところにより次の①及び②の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります。

- ① 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 特例認定の申請ができるNPO法人は、次に掲げる基準に適合する必要があります。

- ① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること
- ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること
- ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと

ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（特例認定の有効期間の更新はありません。）。

認定の有効期間の更新を受けようとする場合

イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定NPO法人は、有効期間の満了の日の6か月前から3か月前までの間に、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～②の書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁に提出し、有効期間の更新を受けることとなります。

- ① 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります。

認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務

認定NPO法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、役員報酬規程等や事業報告書等を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出しなければなりません。

認定NPO法人等の情報公開

認定NPO法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています。

- ① 事業報告書等（※）
- ② 役員名簿（※）
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、特定非営利活動促進法施行規則第32条第2項で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

所轄庁においても、認定NPO法人等から提出を受けた事業報告書等（過去5年間に提出を受けたものに限ります。）の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています。

（※）①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。

税の優遇措置について

寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。

寄附金控除（所得控除）とは、その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（所得金額の40%相当額を限度）から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

税額控除とは、その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

また、特定寄附金又はNPO法人の行う特定非営利活動に関連する寄附金で、住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例で指定した寄附金である場合には、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。国税と地方税合わせて、寄附金額の最大50%が税額から控除されます。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全てのNPO法人が対象となる「一般特例」と、認定NPO法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO法人がその適用を受けた寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けることができます。

詳細については、内閣府NPOホームページに掲載されている「認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」等をご参照ください。

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

二 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の 50%又は 200 万円のいずれか多い額までの範囲となります（特例認定NPO法人は適用されません。）。

認定NPO法人になると税制上の措置以外にも、以下のようなメリットがあります。

- イ 認定を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理がよりしっかりします。
- ロ 認定を受けるために、よりいっそう進んだ情報公開を行ったり、適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。

内閣府
政策統括官（共生・共助担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）
〒100-8914
東京都千代田区永田町 1-6-1
中央合同庁舎第 8 号館
電話番号：03-5253-2111（大代表）

2025 年 6 月発行